電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
［削る］	（納付委託の対象金額） **第五十一条の十一の八**　法第百三条の二第二十五項の総務省令で定める金額は、三十万円とする。 （納付受託者の指定の基準） **第五十一条の十一の九**　電波法施行令第十三条第二号の総務省令で定める基準は、公租公課又は公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これに準ずる者であることとする。
［削る］	（納付受託者の指定の申出の手続） **第五十一条の十一の十**　法第百三条の二第二十七項の総務大臣の指定を受けようとする者は、その氏名及び住所（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した申出書を総務大臣に提出しなければならない。 ２　前項の申出書には、申出者の定款の謄本、登記事項証明書並びに申出をする日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（以下この項において「定款等」という。）を添付しなければならない。ただし、申出者が定款等の内容をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、総務大臣が当該内容を確認するために必要な事項を記載した書面を前項の申出書と併せて提出し、かつ、総務大臣が当該内容を総務大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができるときは、この限りでない。
［削る］	（納付受託者の指定に係る公示事項） **第五十一条の十一の十一**　法第百三条の二第二十八項の総務省令で定める事項は、総務大臣が同条第二十七項の規定により指定した日及び納付事務の開始の日とする。
［削る］	（納付受託者の名称等の変更の届出） **第五十一条の十一の十二**　法第百三条の二第二十九項の規定による変更の届出をしようとする者は、変更をしようとする日の二週間前までに、変更後の氏名又は住所（法人にあつては名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）及び変更しようとする年月日を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。
［削る］	（納付受託の手続） **第五十一条の十一の十三**　納付受託者は、法第百三条の二第二十五項の規定により電波利用料の納付の委託を受けたときは、当該委託をした者に、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。 一　納付受託者の氏名又は名称及び当該納付受託者が納付の委託を受けた旨 二　納付の委託を受けた年月日 三　納付の委託をした者の氏名及び住所（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに整理番号 四　納付の委託を受けた電波利用料の額